



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付せていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☞ **ご相談先は裏面に！**

信託のこんな活用法 ~ 信託財産が不足したら？

親亡き後への備えとして民事信託を活用する場合に悩ましいのは「信託財産としてどの程度確保しておくべきか？」という点です。

信託財産として受託者に管理をお任せする財産によってお子さんの長きにわたる将来の生計を維持することこそが、この場合の「信託の目的」です。したがって、信託財産の不足とは、すなわちお子さんの生計維持に支障が生じる事態であり、何としても回避しなければならぬわけです。

生計の維持が目的ですから、信託財産は預貯金か、あるいは賃貸物件から生じる定期的な金銭収

入と定めておくのが通常です。プランニングに当たっては、お子さんの将来の生活環境の変化も見越しながら、ランニングコストとしての支出、医療費や施設転居のための一時的支出、症状の悪化に伴う介護費や施設費の増加など、さまざまな要素を想定しながら十分な信託財産を確保することが重要となります。

しかし、委託者となる親御さんが必ずしもお子さんの生計維持のために十分な預貯金を確保できるケースばかりではありませんし、賃貸物件を信託財産とする場合でも、老朽化に伴う空室リスクが容易に予測できます。

このような場合、信託期間中に財産を追加する方法も認められます。たとえば、生命保険の死亡保険金を信託財産に追加したり、親御さんの居住していた住宅が相続発生により空き家となる場合には、不動産を売却して得られた代金を信託財産に追加したりすることも考えられます。

しかし、保険金を利用する場合は保険金受取人との事前協議が不可欠で、他界された後に不動産を売却するには、その旨の遺言を準備して遺言執行者を指定しておくなど、信託とは別の準備が必要になりますので、ご注意ください。

「民事信託」のイロハ(9) ~ 受託者の権限

このコーナーでは「民事信託」のイロハをわかりやすくご紹介しています。前号まで、6回に亘り「受託者の役割」を見てきましたが、今号からは「受託者の権限」についてご紹介いたします。

+++++
信託法では、受託者の権限はとて広く解釈されます。不動産を例に考えれば、固定資産税の納付や賃貸借契約の締結、清掃作業や軽微な修繕など、日常の維持・管理に必要な行為はもちろんのこと、大規模増改築やそのための資金の借入れ、金融機関への担保提供、さらには売却して借入金の返済に充てたり金銭として管理を継続したりす

ることも、「信託の目的達成のために必要」であれば可能です。

ほかに、信託財産である預貯金のハイリスクハイリターンな金融商品への投資、施設や宗教団体等への寄付など、客観的には受益者に不利益が生じるように見える行為であっても、委託者や受益者がそれを必要としていたり、委託者が定めた「信託の目的」を達するために適っていたりするのであれば、結果的に投資に失敗するなどして損失が生じて、一定の範囲で免責されます。

このように、受託者にはとても広い権限が認められるため、実際の信託契約では、受託者の行為

を具体的に制限する規定を設けておく必要があるわけです。

親亡き後への備えとして信託を活用する場面では、信託財産である預貯金を投資に充てることは禁止しておくのが通常ですし、生活の拠点となる住宅は、売却を制限することが求められます。しかし一方で、将来の生活資金と信託可能な預貯金の額とを比較し、受益者であるお子さんの生活費が不足する可能性があるならば、売却可能な条件を具体的に定めておくなどの対処も必要です。

受託者の権限をどこまで制限するののかも、プランニングの重要性の一要素となるのです。

「叶」のメンバー を紹介します！

By 小出



小出 洋史 から見た

小林 真人 さん



5人目のメンバー紹介は、長年勤めた事務所から独立し、昨年、磐田市森下で開業した **小林真人さん**です。

司法書士になる前の小林さんは、某有名飲食店に勤務していました。短期間で店長を任されるなど、接客業のプロでした。

そのような経験から、小林さんには依頼者の話を丁寧に聞き取ることに長（た）けております。法律家として問題を解決するだけではなく、依頼者の心の奥底に抱えていた悩みや不満もしっかりと受け止めてくれます。

あまり上手に話せないと心配されている方には、小林さんがおすすめです。じっくりと、あなたの話に耳を傾けてくれますよ！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

法人設立の準備も進めています！

私たち「叶」では、法人設立の準備を進めています。

本誌でも何度かご紹介しているように、信託では委託者の思いどおりの財産管理を受託者が実行してくれるかどうかがとても重要な要素であるため、私たちは、受託者を監視・監督する「信託監督人」の役割に注目しました。

設立準備を進めている法人では、この「信託監督人」の機能を、私たち「叶」のメンバーが法律専門家の知識と経験を活かして担っていくことを検討しています。

また、民事信託に関するセミナーなども随時開催していきますので、ぜひご活用ください。



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【 窓口担当・小出 洋史 】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。